

東北地方太平洋沖地震の被災地域における中小企業事業者向け相談窓口
「ひまわりほっとダイヤル」の対応について

2011年3月22日

日本弁護士連合会

1 「ひまわりほっとダイヤル」の意義

当連合会では、中小企業事業者の弁護士に対するアクセス障害を解消してそのニーズに応えるべく「ひまわりほっとダイヤル」を全国一斉に展開してきました。

この「ひまわりほっとダイヤル」は、全国共通のダイヤル番号（0570-001-240）を用いて運営され、中小企業事業者がこれに架電すると、架電地域の弁護士会へ自動的に転送され、当該弁護士会から指名された弁護士による面談相談が実施されるシステムです。

特に、今般の未曾有の大災害により甚大な被害を被った中小企業事業者にとって、更には、被災企業が取引先であるため債権回収・資金繰り等の問題が生じている中小企業事業者にとっては、セーフティネットとして「ひまわりほっとダイヤル」という“インフラ”が、大きな役割を果たすことが期待できます。

2 被災地弁護士会の「ひまわりほっとダイヤル」運用支援について

現在、被災地の福島県弁護士会では、今般の震災の影響により、通常の弁護士会業務にも支障を来しているところです。そのため、当該地域に所在する中小企業事業者は、「ひまわりほっとダイヤル」を通じての弁護士への物理的なアクセスができない状況となっています。

そこで、現下の情勢における緊急対応として、中小企業事業者が「ひまわりほっとダイヤル」を利用して弁護士にアクセスしようとする際に、「中小企業事業者からの相談に対応する対応者がいる」という初期体制を整備するため、福島県弁護士会の「ひまわりほっとダイヤル」の運用支援を次のとおり行うこととします。

福島県弁護士会で受電する設定となっている「ひまわりほっとダイヤル」への相談電話を、当連合会が設置した専用電話機に転送する。

電話相談を担当する弁護士が当連合会に待機し、福島県弁護士会で受電し、転送されてきた電話に対応する。

受付時間は平日の午前10時～午後4時（正午から1時を除く）とし、弁護士が待機する当番制とする。

電話相談を担当する弁護士が、電話ではなく面談での相談が必要であると判断した場合には、その旨を相談者に告げたいうえで、地元の弁護士会又は近隣の弁護士会に所属する「ひまわりほっとダイヤル」相談担当弁護士の中から、面談相談を担当してもらう弁護士を紹介する扱いとする。

以上